

【生産性向上設備投資促進税制（A 類型）】

概要

- ・質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性向上を図り、もって我が国経済の発展を図るため、「先端設備」を導入する際の税制措置

条件（LED照明の場合“設備の種類：建物附属設備・用途又は細目：電気設備”に該当）

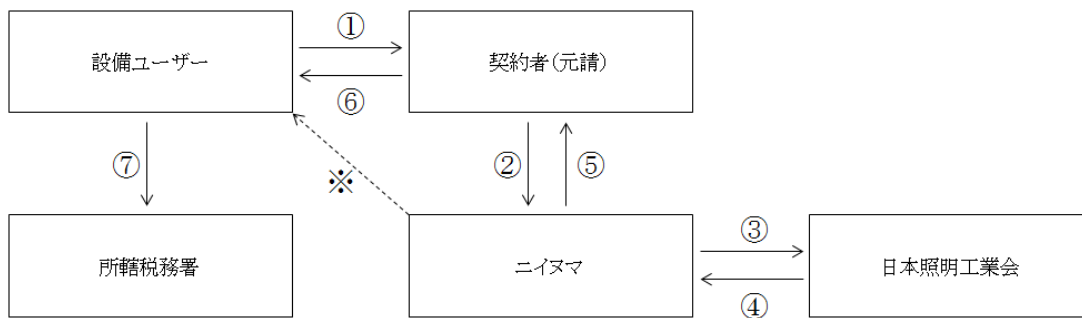
- ・最新モデルの製品であること
- ・旧モデルと比較し消費電力が年平均1%以上向上していること
- ・最低取得価格1,200,000円以上（製品代のみ）であること
- ・器具一体型の製品のみ対象
《CORE・High Grade・Value PLUS共通：TUシリーズ・NAシリーズのみ対象》
- ・2014年10月以降に納入した対象の製品型式に限る（最新モデルの条件）
- ・建物に付帯する照明設備であること（屋内であること）

※当税制には製品ラベルが必要となります。既に導入されている製品での申請の場合は製品ラベルを郵送させていただきます。

税制措置

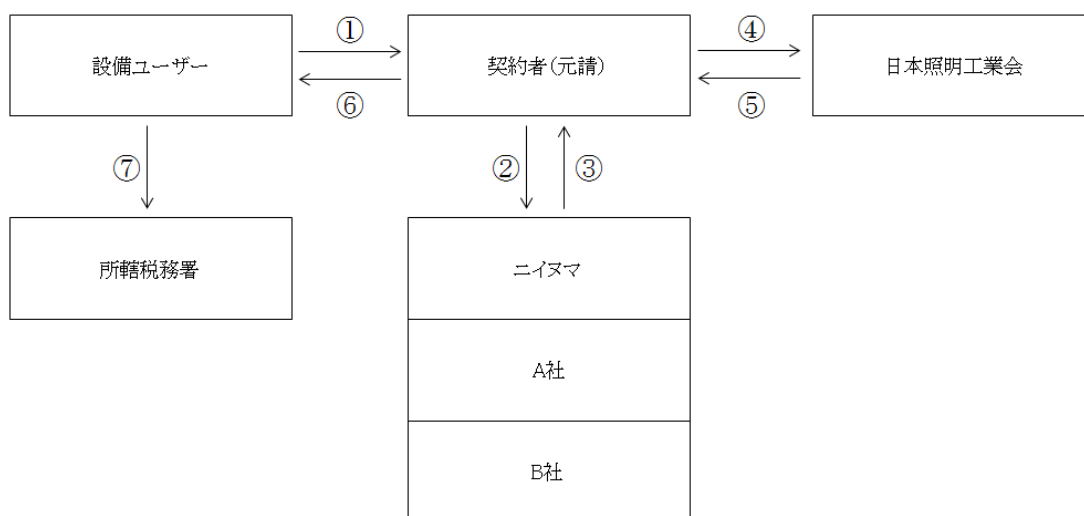
- ・即時償却または税額控除5%の選択制（平成26年1月20日から平成28年3月末日まで）
- ・特別償却50%または税額控除4%の選択制（平成28年4月1日から平成29年3月末日まで）

手続きスキーム ①（ニイヌマ製品のみで条件を満たす場合）



- ①設備ユーザーより契約者（元請）へ証明書発行の依頼
 - ②契約者（元請）よりニイヌマへ証明書発行の依頼
 - ③ニイヌマより日本照明工業会へ証明書発行の申請
 - ④日本照明工業会よりニイヌマへ証明書の郵送
 - ⑤ニイヌマより契約者（元請）へ証明書の郵送
 - ⑥契約者（元請）より設備ユーザーへ証明書の郵送
- ※ニイヌマより設備ユーザーへ直送も可 別途ご相談ください。
- ⑦設備ユーザーより所轄税務署へ税務申告

手続きスキーム ② (複数メーカー製品で条件を満たす場合)



- ①設備ユーザーより契約者（元請）へ証明書発行の依頼
- ②契約者（元請）より各メーカーへ根拠資料提出の依頼
- ③各メーカーより契約者（元請）へ根拠資料の提出
- ④契約者（元請）より日本照明工業会へ証明書発行の申請（上記②で取得した根拠資料が必須です。）
- ⑤日本照明工業会より契約者（元請）へ証明書の郵送
- ⑥契約者（元請）より設備ユーザーへ証明書の郵送
- ⑦設備ユーザーより所轄税務署へ税務申告

注意事項

- ・スキーム①・スキーム②ともに日本照明工業会に証明書発行依頼を実施する際は決まった書式に基づき発行依頼を実施します。
- ・書類に不備（型式や所在地の誤り）等が発生した場合、税制措置を受けられない場合があります。

参考：日本照明工業会 生産性向上設備投資促進税制

URL：<http://www.jlma.or.jp/subsidy/tax/seisan/>

お問合せ

- ・ニイヌマ株式会社 TEL:048-951-1041
- ・経済産業省 TEL:03-3501-1560
- ・日本照明工業会 TEL:03-6803-0501

生産性向上設備投資促進税制の証明書発行は平成30年5月31日までが受付期間です。